

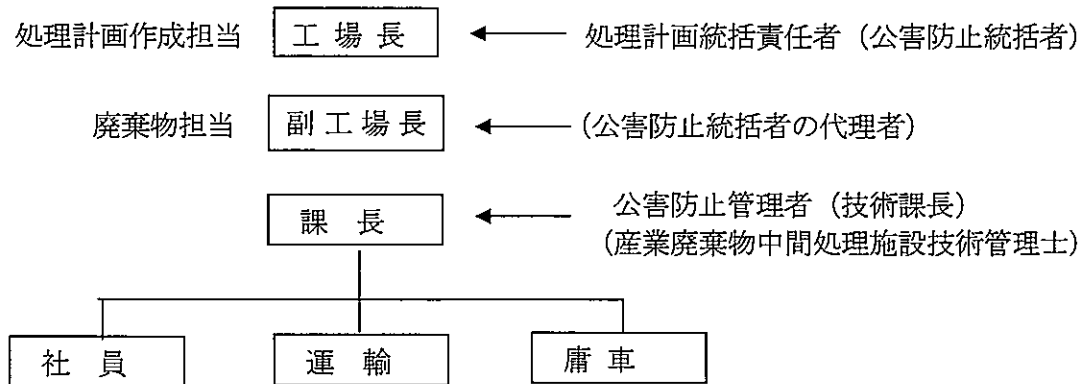
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 住 所 千葉県船橋市日の出二丁目18番1号 氏 名 京葉アサノコンクリート株式会社 代表取締役社長 木伏 正克 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 047-431-7660	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	京葉アサノコンクリート株式会社 八千代工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野字野路作1976番8
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 6億7千万円
③従業員数	6人(正社員6人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず
	排出量	12,540 t	3,201 t
	（これまでに実施した取組） 令和5年度生コン製造数量は、倉庫等の物流施設の建築が多かったが中間処理施設の使用により発生量は抑えられた。 ユーザーへの戻りコン減少協力をお願いし、徐々に理解浸透している。 2024年10月より戻りコンクリートの有償化を実施するので更なる減量が期待される。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず
	排出量	13,000 t	3,000 t
	（今後実施する予定の取組） 2024年度予算生産量は、前年同等数量を見込む。 目標は汚泥13,000 t、コンクリートくず全量は3,000 tとし超えない様に努力する。 戻りコン有償化により少しでも発生量を抑制して貰うよう努力する。 （発生量及び排出量の減量化）。 マニフェストをもって適正に処理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1. 汚泥 2. ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥（スラッジ水）を処理して発生した脱水ケーキ（コンクリートくず）と硬化コンクリートくずを、所定の保管場所内に適正に保管する。 係員の看視により異物混入を防止する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		該当なし	
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11,462t	— t
	（これまでに実施した取組） 発生した汚泥（スラッジ水）を脱水処理し、回収した水は100%再使用した。 また、社員教育にて発生量の抑制について指導・教育した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12,000t	— t
	（今後実施する予定の取組） 2024年度も発生量の抑制教育・指導をおこなう。 戻りコン有償化により減量化協力を求め、少しでも発生量を抑制し減量化に努める。 発生した汚泥（スラッジ水）を脱水処理し、回収した水は100%再使用する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		該当なし	
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	--- t	--- t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	---- t	---- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水ケーキ→コンクリートくず)	ガラスくず・陶磁器くず・ コンクリートくず
	全処理委託量	1,078 t	3,201 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,078 t	3,201 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 戻りコン減量化協力を求めた。 理解浸透意識が高まったが、現場トラブル発生、現場担当者の発注誤りなどで減量化は厳しかった。 処理の委託についてマニフェストをもって適正処理を確認した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水ケーキ→コンクリートくず)	ガラスくず・陶磁器くず・ コンクリートくず
	全処理委託量	1,000 t	3,000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000 t	3,000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 2024年度も戻りコン減量化協力を諦めず働きかけ理解浸透に努力する。 戻りコン有償化を周知し戻りコンの発生を抑制する。 処理の委託についてマニフェストをもって適正に処理する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。